

議案第 7 1 号

南丹市国民健康保険診療所条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 4 日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例

南丹市国民健康保険診療所条例（令和 2 年南丹市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後（案）
（使用料及び手数料） 第6条 第4条に規定する診察等に係る使用料及び診断書、処方箋その他の証明書類の交付に係る手数料(以下「使用料等」という。)の額は、次に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)に定めのあるものについては、その規定により算定する費用の額 (3) 診断書、処方箋その他の証明書類の手数料は、次に定める額に、消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(その額に1円未満の端	（使用料及び手数料） 第6条 第4条に規定する診察等に係る使用料及び診断書、処方箋その他の証明書類の交付に係る手数料(以下「使用料等」という。)の額は、次に定めるとおりとする。 (1) (略) (2) 介護保険法_____に定めのあるものについては、その規定により算定する費用の額 (3) 診断書、処方箋その他の証明書類の手数料は、次に定める額に、消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額(その額に1円未満の端

数が生じたときは、これを切り捨てる。) ア 普通診断書 1通につき<u>1,500円</u> イ 特別診断書 簡単なもの1通につき <u>2,000円</u> 複雑なもの1通につき <u>4,000円</u> ウ 死亡診断書 1通につき<u>2,500円</u> エ・オ (略) カ その他証明書 簡単なもの1通につき <u>200円</u> 複雑なもの1通につき <u>1,000円</u> キ (略) (4) (略)	数が生じたときは、これを切り捨てる。) ア 普通診断書 1通につき<u>3,000円</u> イ 特別診断書 簡単なもの1通につき <u>3,000円</u> 複雑なもの1通につき <u>5,000円</u> ウ 死亡診断書 1通につき<u>3,000円</u> エ・オ (略) カ その他証明書 簡単なもの1通につき <u>500円</u> 複雑なもの1通につき <u>2,000円</u> キ (略) (4) (略)
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。